



2024年11月14日

各 位

会社名 株式会社 東京ソワール  
代表者名 代表取締役社長 小泉 純一  
(コード番号 8040 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 小林 義和  
(TEL. 03-6372-6714)

## 株式給付信託（J-ESOP）への追加拠出に関するお知らせ

当社は、2024年11月14日開催の当社取締役会において、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。）に対して、金銭を追加拠出することにつき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 追加拠出の理由

当社は、本制度の継続にあたり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するための資金として、本信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）することといたしました。

#### 2. 追加信託の概要

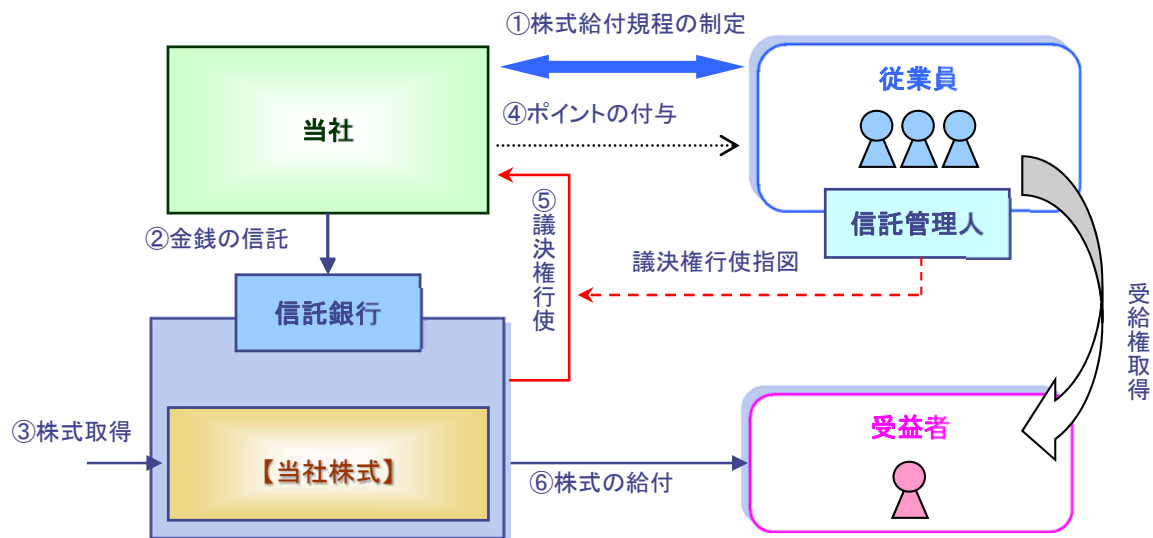
- (1) 追加信託日 : 2024年11月28日（予定）
- (2) 追加信託金額 : 14,000,000円
- (3) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (4) 取得株式数の上限 : 17,500株
- (5) 株式の取得期間 : 2024年11月28日から2025年2月14日まで（予定）
- (6) 株式の取得方法 : 取引所市場より取得

#### 3. 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が一定の要件を満たした場合に当該従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に勤続や成果に応じてポイントを付与し、一定の要件を満たした場合に獲得したポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

<株式給付信託の概要>



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて、従業員に対し勤続や成果に応じて「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、一定の要件を満たした場合に信託銀行から、獲得した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

以上